



Title	調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1)：北海道A市における離婚母子世帯分析
Author(s)	青木, 紀
Citation	教育福祉研究, 6, 61-72
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28337
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P61-72.pdf



調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1)

— 北海道A市における離婚母子世帯分析 —

青 木 紀

はじめに—分析視角の若干の検討—

いわゆる貧困の世代的継承に関する事実は、これまでにも調査研究を重視する研究者から、部分的あるいは断片的に指摘されてきている。しかしそのことを前面に掲げた調査研究や議論もそれほど進んでおらず、欧米などの文献からの関連する貧困研究の紹介といったような形で、散見する程度である⁽¹⁾。

実際には、母子世帯研究の一環として、事実として2世代に渡る生活保護の継承の事実が指摘されるような場合がほとんどである。あるいはジェンダー・フェミニズムの視点から、いわゆる「貧困の女性化」として一般的に語られる場合が多い⁽²⁾。そして、おそらくこの問題が、たとえば貧困高齢者一人暮らし世帯の生活問題、あるいはわが国でも最近大きな課題となっているホームレス問題、さらに児童福祉施設で暮らす子どもの問題などと、その基底においては関連していることが推測されたにしても、これらの連鎖構造を意識した貧困の連鎖構造を対象とする研究があるわけではない。その点においては、なお関連する研究はその「底が浅い」というべきなのかもしれない。

ところで、母子世帯が離婚や死別によって貧困な生活を余儀なくされる場合が多いのは紛れもない現実である。「貧困の女性化」は事実としても正しい。しかし同時に、現代においては、母子世帯もまた、たとえば母親の学歴一つをとっても、大きな格差が形成されてきていることから推測されるように、実際には「就労の安定・不安定」や「サポート・ネットワーク」などの差を基礎にして、大きな生活水準格差などが形成されていると考えられる。

したがってこの場合、社会階層的な視点とも関連して（ここではさしあたって所得階層や職業階層を念頭においている）、その中でさらに貧困の「継承」という問題意識を徹底させて見ていくと、最下層の貧困母子世帯のかなりの部分が、むしろ「貧困だったから」こそ早期妊娠・出産、離婚などが促進され、再び貧困を継続し、離婚したから「貧困になった」のでは必ずしもないといった現実も見えてくる⁽³⁾。またジェンダー視点からの分析もより深みを持って、いいかえれば母子世帯問題が一様ではなく、「階層性」を帯びていることが見えてくる。あるいは生活保護受給層に焦点を当ててみた場合、一時的に生活保護受給によって少なくとも極貧常態からは免れることはあったにしても、その後も相変わらず展望が見えないまま貧困の状態に滞留している階層が形成されているといったことも見えてくる。

しかし、どうしてそのようなことが、それなりに生活保護制度を中心した社会福祉・社会保障制度がある中で現実化するのか。貧困は、しばしば当人の行為と密接に分かちがたく存在していたり、少なくともそのように「見える」場合も多い。したがってたとえば、だれもがわかる不利な行為（学校中退、早期出産、繰り返す離職・転職、ギャンプル・借金そして離婚など）を、なぜすでに不利な状態にある人々がさらにとらざるをえないのかといった問題意識を持ったとしても、その解釈は容易なものでないし、しばしばいわゆる「犠牲者のせいにする」(blaming the victim) といった説明と結合してしまう。だがそのような困難はあっても、周囲の人々の社会的相互行為や価値観・規範、あるいはさまざまな制度や関係機関の対応のあり方などと関わって不利が増幅され、結

果として貧困を継承せざるを得ないとしたら、それは彼らが苦しむ貧困が、やはり社会的に「再生産」されているというべきではないか、これがここでの問題意識である⁽⁴⁾。

とくに世代的に貧困を継承するということは、いうまでもなく当該世代だけでなく、次世代の子どもが、家庭生活の再生産の中で不利を背負うといったことだけでなく、学校や社会福祉施設（家族崩壊に伴って関わるかもしれない）の中での生活にもしばしば不利を負うことを意味するが、それが制度とその中の「構造的」な問題と関わっているとしたら、貧困の世代的再生産といった問題意識は、当然そこまで射程に含まねばならないであろう。

とはいえ、以下紹介していく今回の調査結果が、以上のような問題意識を明確に持って設計された結果かといえ、とくに母親の自立に向けた「葛藤」「母親や子どもの学校経験」という領域ではあまり焦点化しえなかった。またこれが学部学生の「社会調査実習」ということを主要な任務としていたことから、実際の「聞き取り」でもいくつかの不十分さを伴うものであった。

しかしそうではあっても、今回の調査は、大都市などに点在する母子世帯を「つて」によって訪問する調査ではなく、またしばしばやられている母子寮における調査でもなく、ある地方の特定の地域社会という比較的狭い場を対象に、それなりに貧困の世代的再生産という視点を組み込み、質問調査を作成したのも確かである。そしてそれらが、当然のことながら、結果的には、社会階層的視点から母子世帯を捉え直すことになり、あらためて上述したような分析視角の検討を必然化させた。しかもそれだけでなく、これはわれわれの調査前の見聞からする仮説でもあったのだが、従来は「貧困のコミュニティ形成」といったことは欧米での出来事といった印象があったのだが、まさに類似する形態が日本でも形成されてきていることを実証することを意識したのが、この調査であった。

かくして具体的には、札幌市からおよそ車で1

時間 30 分ほどの位置にある A 市、B 地区（1998 年 12 月末時点で 2,899 世帯、5,819 人、65 歳以上比率 30.6% という高齢化が進んでいる地域で、この時点では母子世帯は 72 世帯、うち死別世帯 6、離婚・その他 66、さらに生活扶助世帯 28 であった）を調査対象地に選択した。なお調査時点にもっとも近い数字では、1999 年 9 月 1 日時点で 68 母子世帯であり、うち 45 世帯が地元民生委員を通じて調査の「承諾」を得た（当方からお願いしたのは離婚母子世帯約 40 というものであった）世帯であった。しかし、調査日時の限定や実際的な調査困難（当人の夜勤やいわゆる夜の仕事でなかなか会えない、こちらの都合がつかなかった、電話が止められていたり、訪ねていっても応答がなかったなど）で、結果的に訪問できたのは 30 世帯となり、うち 3 世帯の死別母子世帯を含むものとなった。

1 貧困母子世帯の形成と堆積 — 調査母子世帯の性格 —

その歴史性にもかかわってであろうが、北海道においては、家族関係のある「自由さ」もあってか離婚率は全国的に見ても高い。もっともそれが本当に家族関係の「自由さ」に基づくものか、それとも貧困・不安定な生活基盤の相対的大きさに基づくものかはわからない。しかし、よく指摘される生活保護率や国民健康保険の赤字額などの高さからすると、貧困が大きな影を落としているのはほぼまちがいない。

いずれにしても離婚率高いことは、たとえば『単親（母子・父子）家庭生活実態調査報告書』（北海道民生委員児童委員連盟、1996 年）によっても明らかで、そこでは「全国母子世帯等調査結果（平成 5 年度）」などのデータを比較し、母子世帯に離婚世帯が占める比率は、全国平均が 64.3% に対して北海道は 72.8% となっていることを指摘している。（以下断りのない限り、北海道全体の動向を示す数値は、母子世帯の全体像をもっともよく統計的に分析している、この『報告書』のそれを使用する）⁽⁵⁾

表1 調査地帯の概況(1)

世帯番号	母親年齢 (歳)	子ども年齢と 人数(歳)	同居家族数 (人)	離婚前・離婚時の 居住地	年収概算 (万円)	就職状況
1	34	6,4	3	福 岡	100~200(180)	
2	35	12,3	3	道 内	200~300(204)	
3	36	14,10	3	地 元	100~200	パート(清掃)
4	36	13,11,8	4	道 内	200~300	パート(農家)
5	37	12,10	3	札 幌	200~300	パート(衣料)
6	39	20,18,15,13	4	道 内	200~300	パート(農家)
7	39	16,13	3	地 元	200~300(228)	パート(清掃)
8	40	20,18,16	3	地 元	300~	パート(事務)
9	40	20,17,14,5	3	茨 城	200~300(207)	病気
10	41	14	2	地 元	100~200	パート(加工)
11	48	20,15	2	名 古 屋	100~200	パート(仕立)
12	49	28,25,23,15,12,11	4	地 元	200~300	パート(外交員)
13	52	32,14	2	札 幌	100~200	病気
14	30	9	2	札 幌	100~200	常勤(製造)
15	47	23,20,18	2	地 元	300	常勤(事務)
16	30	5	2	東 京	100~200	失業中(雇用保険)
17	31	7	2	地 元	200~300	常勤(製造)
18	31	11	2	福 井	200~300	常勤(製造)
19	39	20,15	2	札 幌	500~700	常勤(看護婦)
20	39	15,12	3	広 島	300~500	常勤(寮母)
21	40	14	2	札 幌	200~300(300~)	常勤(調理)
22	41	20,18,16,6	4	地 元	100~200	パート(農家)
23	42	9	2	地 元	100~200	常勤(製造)
24	42	16,13	3	札 幌	300~500	常勤(事務)
25	45	20,18	2	道 内	100~200	失業中(雇用保険)
26	46	19,17	3	地 元	300~500	常勤(介護職)
27	48	25,22,19,15	2	道 内	100~200	パート(サービス)

注1) 世帯番号1~13までは生活保護受給世帯、14~15はかつて受給していた世帯。16~27はそれ以外の世帯。

2) 年収概算の()内は調査者側の再計算による数字、それ以外は質問紙の中の記入による。

そのことを前提に表1を見ておこう。これは、調査した27世帯を生活保護を受給しているかどうか、あるいはその経験があるかどうかを区分の一つの基準に、さらに本人の年齢を加味して並べたものである。まず年齢別では、30代13人、40代13人、50代1人でほぼ40歳前後を中心に構成されており、30代の離婚母子世帯の全体に占める比率が北海道では全国より高いことからすると(『報告書』)、ここでの調査世帯も北海道の特徴を反映している。

このうち、これらの世帯がどこからこのA市に「戻ってきた」「流入してきた」かを見ると、道外6、札幌6、道内他市町村5であり、地元への環流は合計17世帯、地元で結婚・離婚し、そのままとどまっていたのは10世帯であった。両者とも

に、その理由はほとんどが「親がいたから、兄弟・姉妹がいたから」である。この場合、当地が旧産炭地でもあり、かつての炭坑住宅の存在もまた、まずは離婚後の「住宅確保」という基本的な課題と関わって、少なからぬ影響を与えていることが注目される。

ところで、先の『報告書』によれば、北海道全体では「母子家庭になった居住地が他の市町村であった」としているのは離婚母子世帯の31.0%となっており、年齢階層的には20歳から39歳層で平均数値を上回り、若い母子世帯ほど移動している傾向(親を頼ってかどうかはわからないが)が確認されている。また「転居したかどうか」という視点からの設問では、その回答は死別と離婚を比較すると、死別世帯で「変えていない」が64.2%

と高いのに対して、離婚世帯では47.4%と低くなっていることも注目される。つまり市町村を越えた居住地の変更はあったかどうかは別としても、離婚世帯の場合少なくとも半数以上は1回以上は転居している。さらに生活の基礎ともなる住宅状況については、一般のアパートなどの賃貸が38.7%、公営住宅が27.2%、親の家に同居が15.4%、持ち家が12.5%（ちなみに死別母子世帯では56.3%）となっている。その点からすると、やはり今回の調査は、「移動」経験ある世帯を多く含んでいることとなる。

だがいうまでもなく、親や兄弟・姉妹あるいは知り合いを頼って地元に戻ってきたにしても、そこで「いい仕事」が見つけれない限り、あるいは援助してくれる・できる「親」の存在などが無い限り、その生活は生活保護などの支えを必要とするし、それをしなければさらに生活は窮乏化することとなる。生活保護を受給しているかどうかでいえば、受給世帯13、受給「経験あり」が2世帯、受給「経験ない」が12世帯であり、調査に当たっては生活保護受給世帯を「含めて」という条件で「お願い」したこともあり、結果的にかなりの多い割合で、生活保護受給世帯が調査対象となった⁶⁾。また年収水準については、表1の通りで、受給世帯は200万円前後が多くを占めているといっているが、非受給世帯の中にも、ほとんど受給世帯と変わらない、いわゆる要保護層が多く含まれていることも見ておきたい。

なお、これらの調査世帯の収入水準から見た位置を確認するために、道内母子世帯の年収別構成をざっと確認しておく（『報告書』）、離婚母子世帯では、200万円未満が55.7%、200～300万円が28.6%、300～500万円が12.3%、500～700万円が2.7%、700万円以上が0.8%となっている（なお生活保護を受給している世帯は22.5%）。さらにまた「経済的困窮」の「ある」「ない」の回答では、ほぼ400万円を基準に「ない」が「ある」を上回って来ていることからすると、400万円という水準が母子世帯の考える「安定した自立生活」の基準と見てもいいのかもしれない。その基準（調査時

点のずれがあるとはいえ）からすると、経済的に安定して「自立」しているのは、この調査対象世帯の中では4、5例にすぎないといえる。

2 不安定な生活構造と離婚原因の階層性 —ジェンダー視点とも関わって—

(1) 継承する出発点からの貧困

ラフな聞き取りでも、あらためて生活史という点から見た場合、調査対象母子世帯のかなり部分が、結婚という人生のスタート時点からすでに、ある「不安定さ」を予測させるような事実を内包していることが注目される。すなわち、結婚という人生の門出の時点で、いってみれば彼らの親の貧困とその継承を象徴するがごとく、たとえば調査世帯の中では実に27世帯中、16世帯が結婚式を「挙げていない」のであり、さらにその中には、かなりの数で早期結婚・出産、再婚、そして夫婦の年齢格差がきわめて大きい場合などがしばしば見られる。

もちろんこのように見ることは、今日の欧米を中心とする世界の単親・未婚家族の増加などの潮流からすれば、場合によっては「偏見」とも受け取られる恐れなしとはいえない。だがその欧米ですら、北欧などの例で見られる動きを別にすれば、やはり主流は貧困層にあるように⁷⁾、基本的には以上のような特徴も、階級的性格（社会階層的性格）を帯びた結婚、すなわち、人生の伴侶もまたその狭い「限定」の中で選択せざるを得ないような、その基礎に貧困おいた生活の中から規定されてきたであろう結果だと考えられる。

とくにわが国の「通常」の社会規範からして、このようなことは、親がある程度の生活を営み、地域社会や職場の中で一定の地位がある場合、いいかえれば社会のメイン・ストリームの上で生活している場合は「考えられない」といっているほどのこと（一般的には結婚式の援助などを通常はある程度行うこと、あるいは無理にでも結婚式を「行わせる」と考えると、彼らの親の階層もまた、その多くが石炭産業の壊滅という産業再編の中で、時代の「流れに」うまく乗れなかった貧困家

族であった可能性が強い。

たとえば具体的な例を挙げると(世帯番号10)、炭坑で働く家庭に生まれた本人(妻)は地元の高校を卒業後札幌に出たが、その後再び地元に戻り、美容院のアルバイトや保険会社の事務をしていた。別れた夫の父親もまた炭坑で働いていたが、夫が中学生の時両親が離婚し、子どもが6人だけ7人もいたために、札幌の養護施設に預けられた。中学卒業後兄弟がいた地元に戻って炭坑の下請けで働いていた。その時兄の友だちとして知り合い、妻23歳、夫24歳の時、子どもができて結婚しようとした。しかし夫があまり熱心に働かない人だったので、周囲に反対され「かけおち」のように届け出だけをした。その後すぐに働かない、ギャンブル、飲酒、そして暴力をふるうようになり、結局4年しか続かなかった。最終的に「別れようと決めたのは赤ん坊のミルク代にまで手を着けたことだった」。そして離婚の時は「子どもはやるから出て行けと……」。

すなわち、ある意味では、親の世代が現在なおかつての炭坑住宅になお住み続けていること自体が、石炭産業の壊滅に伴う過疎地域(deprived area)を「出るに出られなかった」ということに見られるごとく、社会から「取り残された」「排除された」性格を帯びているとすると、都会に出た息子や娘たちの結婚式にも「援助しない」「できない」親子関係が生まれてくることは想像に難くない。そして上記の例においては、かろうじて石炭産業が「生き残っていた」段階において、すでに夫の側の家族は「崩壊家族」として存在していたということであろう。実際調査では、本人の家族のみならず、夫の側の生家・家族の職業などについてもできる限り聞いているが、世間的に「安定している」と判断してよいような職業は少ない(その多くは炭坑関連だが必ずしも本工ではない、あるいは閉山後に就業した建設関連などであり、その後の生活の水準の低さは年金額などからも判断しうる)。その中でさらに気になったのは、聞く側の問題や聞かれる側の「話したくない」ということがあったにせよ、夫側の家族に関しては「わか

らない」という回答もしばしば見られたことである。しかもそこでは、親の世代もまた「母子」「父子」(たとえば世帯番号1)あるいは「生活保護」世帯を経験(たとえば世帯番号2)している例も散見されるのである。

(2) 離婚の階層的性格

離婚の原因に関連してまず見ておきたいのは、とくにその原因が経済的なことに起因していると考えられる場合、調査対象世帯の本人とともにその夫も一般的にかなり低い学歴しか持たないだけでなく(中卒、高校中退、高卒がほとんど)、しかもしばしばその夫の「仕事」も曖昧なままに、結婚生活をスタートさせていること、さらに仕事はしていたにしても、親世代に続いて「安定」したと思われる仕事は少なかったと判断されることである。とくにこのうち学歴についていえば、夫婦のどちらかあるいは両方が中卒ないし高校中退を含む夫婦であったのは、生活保護受給世帯で10、それ以外で8であった。したがって当然、彼らの多くが選択できる仕事も「初めから」限られていたことが推測できる。

さらにそれだけでなく、ここでその後の母子世帯の生活の「自立」ということに関わって注目されるのは、離婚前の生活スタイルである。すなわち、結婚した夫婦の間で、夫の側の安定した仕事の確保が難しい場合、一般的には「共稼ぎ」というスタイルをとり、困難を乗り切ろうとするかもしれない。しかしここで見ておきたいのは、これは必ずしも調査世帯に限ったことでないにせよ、調査世帯の母親(妻)の多くが、夫の転職の繰り返しなどが生活の不安定性を示しているにもかかわらず(少なくとも調査者側からはそのように思える)、結婚と同時に仕事を「辞めている」事実(17世帯)、あるいはパートへと変わっていることである。

この場合、離婚前にどんな夫婦の間の、たとえば性別役割分業に対する考え方などに代表されるジェンダー認識があったかは間接的に推測するにすぎないが、やはりそのスタイルは経済的には不利がさらに不利を呼ぶような生活スタイルをとつ

ていたと考えられるのである。いいかえれば離婚前のおそらく「家計内の不平等」⁽⁸⁾の形成を通じて、不安定構造を結果的にさらに加速する基盤があったと考えられる。その点からすると、同じ「専業主婦」という言葉であっても、その語感もたらず、都会の一定の「安定した収入のあるサラリーマン」の主婦といったイメージとはかなり距離を持った、離婚前の妻の姿が浮かび上がってくる。

この場合、一般的にも社会階層と夫婦間のジェンダー認識の差をめぐっては、とくに最近では「少子化」やいわゆる「ダブルインカム・ノーキッズ」などとも関連して、むしろたとえば性別役割分業意識などは、社会的に高い階層の方が弱く、低い階層の方が強く保持されているようだが⁽⁹⁾、そのことがもっとも当てはまるのが、このような最底辺階層の貧困母子世帯の離婚前の姿であったのではないか。そうだとすれば、したがってそこでは、近年の不況の影響によって、夫の側に問題が生じ（なお聞き取りによれば、妻側がかなり共通して指摘していたのが、職場での「人間関係」に悩む夫の姿であったことにも注目しておきたい）、それがギャブル、アル中や家庭内暴力へと繋がっていくことはそれほど不思議なことではない。またその不況がその後の母子世帯の生活にも、失業という形で直接影響していることは、調査世帯の中にも事例として表れている。

いってみれば、女性の自立と男性の自立、両方が必要なのに、それが確保されないまま貧困によって離婚が発生し、さらに貧困が継続し、その夫婦関係の「非自立的性格」が表面化する構造になっているといえよう。すなわち、親の貧困を継承し、古い社会規範に縛られ、さまざまな不利を帯びた生活が競争社会のもっとも「弱い環」として破綻し、表面化した姿が、これら貧困母子世帯ではないか、と考えられるのである。

そのことは、全体として見れば、離婚理由の階層差といった特徴からも推測されうるものである。というのは、離婚の直接的原因そのものは「あなたが夫と別れた原因は何ですか」という聞き方をした場合、その圧倒的多くが「働かない」「ギャ

ンプル」などによる借金の（しかもサラ金など高利の金融に手を出す）とそのことに起因する家庭生活の困窮と崩壊、その中でしばしば繰り返される暴力や酒乱、あるいは蒸発、そして女性問題や家族関係などのトラブルである。だがよく見ると、そこにも階層的傾向が表れてきている。すなわち、借金の積み重ねで、ついには家族の生存のための最低限の生活必需品支出のためのお金にも手を出すなどといったことは、どちらかといえば生活保護受給世帯の例に多いが、女性問題を主要因とした離婚は、生活保護を受けた経験はない、現在もある程度の「安定」した生活を送っているかに見える世帯層に多いのである。実際、女性問題をともかく理由のひとつに挙げていたのは、生活保護受給世帯2、それ以外で6であった。

3 生活の不安定性の継承と離脱 —階層的格差の拡大—

(1) 離婚による生活水準の「上昇」と下降

結局離婚手続きは、その意味で形式的なそれ以前の生活破綻の追認にすぎないともいえる。ここでは、よく指摘されているように、わが国の離婚の法的手続きの問題と相まって、ほとんど離婚時に何らかのチェックも働かないシステムになっていることが、さらに後の困難をもたらす。すなわち、その後の生活再建に向けた方向とも関連した、子どもの養育費の取り決めや財産分割などを決めるのに重要な意味を持つ法的手続きなしの、単なる届け出のみの「協議離婚」が一般的であることが、とくに離婚後にさまざまな問題を母子世帯にもたらしてくる。

もっともそうはいっても、先に見たように、夫側の「自立」もままならない状況であったり、「何も分割する財産はない」ことも多い。調査世帯に関して具体的にいえば、20世帯が協議離婚であり、残りの世帯が何らかの調停を受けていた。そしてこのうち、調停を受けたあるいはその他のわずかの世帯が金銭等何らかの取り分を受けている以外は、ほとんどが「単なる」届け出であり、着の身着のままの離婚であった。このうちさらに、

「わかるものどころか、むしろ借金があった」とする世帯が6例あり、うち5世帯が生活保護世帯であった。何らかの慰謝料や財産分割をしている例はすべて非保護世帯であり、その意味で離婚自体にも、当然ながらそれ以前の生活の「階層性」が反映していることがわかる。

その中で注目されるのは、しばしば他の調査などでも指摘されていることだが、離婚直前の生活があまりに貧窮化していたことから、「離婚後の生活水準はどうでしたか」という質問に対しては、離婚を契機にむしろ「上昇」したとしている世帯が何例か存在していたことである。すなわち、「離婚前の生活はどうでしたか」に対して、「きわめて不十分であった」という回答は14世帯（うち生活保護受給世帯9）、「十分生活維持できた」6世帯（うち非受給世帯5）などであった。しかし「離婚後のあなたの生活水準はどうでしたか」に対する回答では、生活保護受給世帯のうち5世帯が離婚直後は「上がった」、非保護世帯でも3世帯が直後は「上がった」としている。何にもない「財産」どころかむしろ借金生活に「びくびく」するような生活であったこと、さらには家庭内暴力からの解放によって、経済的のみならず、精神的にも生活が「安定」「上昇」したと感ぜられることがあったのだろう。事実、調査世帯のほとんどが離婚によって「より自由が感じられた」としている。その意味で「離婚」あるいはその後の「生活保護」の意義は、彼女たちにとって大きいものであったことがあらためて実感される。

しかし貧困からの「上昇」の一方で、貧困への「下降」も形成される場合があるのはいうまでもない。その場合は、それなりに「安定した」経済状況や、ローンつきであれ新築住宅での生活といった経験があった場合などである。それゆえにまた、離婚後の生活の困難のショックは大きいことが想像される。非保護世帯のうち8世帯は、「離婚後のあなたの生活水準はどうでしたか」に対しては、8世帯が「直後は下がった」としていることがそれを裏付ける。

なお「あなたは現在の収入で満足のいく生活を

送ることができていますか」に対して、生活保護受給世帯では（「できている」4、「できていない」6、「どちらともいえない」2、「不明」1）、それ以外の世帯では（「できている」5、「できていない」5、「どちらともいえない」2、「不明」2）となっている。このうち保護受給世帯で「できている」としているのは子どもが小さく、本人の年齢も若い場合、および子どもの数が多い場合であり、非保護世帯で「できている」としているのが、看護婦、介護職、事務職などで「安定」している場合であることは見ておきたい。

このように見ると、生活水準に関する意識あるいは認識は、生活保護の「基準」（算定）のあり方とともに、離婚後ある年数が立ち、生活が変化してくる中でまた変わってくると考えるべきであろう。したがって生活保護を受給している世帯の中でも、またそうでない世帯の中でも、「満足」「不満足」などの意識のばらつき（差）が見られるのは、そのあたりの事情の差を示唆しているともいえる。すなわちその背後には、母親の安定した就労の確保の有無、母親と子どもの年齢段階の影響（子どもが就学前か就学後か）、子どもの数、あるいはそのことに密接に関連した再婚の可能性の有無、離婚直前の生活の困窮度の度合い、さらには周囲の生活水準・環境などの影響があるのだろう。

だがそうはいつでも、北海道のような積雪寒冷地での「風呂もない、シャワーもない、せまい古い炭住アパート」における生活状態が、当事者たちによって必ずしも「貧困」という認識でとらえていたわけではなかったこと（たとえ聞き取りをする側が、杓子定規の質問のしかたをしたとしても、また回答する側も受け止め方に違いがあっても）は見ておきたい。

すなわち、少なくとも「あなたの生活は上・中の上・中流・中の下・下・わからないのうちどれですか」という質問に対して、たとえば生活保護世帯のうちでも、その回答は（「中流」2、「中の下」3、「下」5、「わからない」「不明」3）、それ以外の世帯では（「中の上」2、「中流」3、「中の下」3、「下」3、「わからない」「不明」3）と

なっているのは、先に指摘したそれぞれの「生活」に応じた意識の違いとともに、やはり注目される場所である。もっとも、相対的・客観的にいえば、かつて生活保護を受給し、現在は「安定した」仕事に就いている母親がいうように、「他から(周りの友だち)比べたら下の方ですがね」「地元で相対的に見たら中の位置」「役所の人から見たら下、公務員とは全然違います」(世帯番号 15)というのが的を射ているといえよう。

しかし、このように相対化しうる「貧困水準」意識、あるいは周囲の地域社会の貧困(その多くは高齢者世帯貧困の存在)ゆえに、ある種の「安心感」(貧困にもかかわらず)をもたらしている部分もあるかもしれない。とくに当地の「住み易さ」を聞いた質問に対しては、地元外出身者として生活している世帯、あるいは外に出ていく「展望」があると考えている例を除いては、ほとんどが「住みやすい」と回答していることから(生活保護世帯のうち 12 世帯が、それ以外の世帯では 7 世帯が)、意味は多少の違いはあれ、そのことを裏付けているようにも思われる。またある母親が母子世帯の子どもが「クラスに 4 分の 1 もいるので、離別家庭といっても、ここではあまり特別視されない」(世帯番号 21)ということも影響があるかもしれない。

(2) 階層差を生み出す基盤と離脱の契機

さて、離婚後の両親などの援助の有無について見ると、夫側の家族からの援助はほとんど皆無という状態であり、妻側からのそれにはそれなりに「階層性」を当然だが反映していた。具体的にいえば、まず妻側の家族からも離婚後の援助は「なかった」としているのは、生活保護世帯で 6、非保護世帯で 3 (その理由は、必要がなかった、親がいないなど)であった。そして「あった」とする世帯の援助の内容は、「子どものお小遣い程度の生活費の援助を受けた」、「必要に応じて子どもを預けることができる」、「同居している」など多様であった。

なお親との関係をついでに居住の関係から見ておくと、「単居で自ら持ち家の場合」はまったく見

られずに、「たいていは親がいるが、その親も同じ公営住宅暮らしをしている単居」形態がほとんどで、それゆえ、何らかの援助なり関係は形成されている。しかしそれは、上記のように多様な形をとりながら、その多様性の中に「階層差」を垣間見せているのが現実の姿であろうと推測された。

いずれにせよ「住み方」という点でいえば、本州の大都市近郊などで親が家や土地なども分け与える場合、あるいは比較的安定した生活をしていて離婚し、住宅を財産分割で受け取る場合などのような例はまったくなく、また親との同居ですら少ない中で(その広さが公営住宅には保障されない、しかし借りることは狭さ、古さ、寒さを我慢すれば、比較的容易にできる)、すでに見たように、生活水準からすればそれほど大きく変わらない生活保護受給世帯とそれ以外の混在が見られるのがここでの特徴といえるだろう。それはまた、大都市の中で「埋もれている」貧困母子世帯の存在構造とも異なっているということができるかもしれない。

その中で、現時点での、また近い将来を見通した生活の安定性といった基準で判断すると、おそらく調査対象世帯は次の 3 種類に分類される。「子どもが小さく、あるいは母親が病気などで生活保護を受給し、今後の展開もまだ見えない層」、それとほとんど接する形で存在する「不安定ながら仕事を通じて『自立』しようとしているが、安定した仕事がなく生活保護受給している層、あるいは受給はしていないが、安定した仕事もお確保されていない層、および再婚などを通じて新たな期待を託しているような層」(ここでは一部地域外移動の意志を持つ層も含む)、および「安定した仕事を持ち自立している層」(ここでは一部地域外移動の意志を持つ層も含む)(世帯番号 15、19、20、21、24、26 など)である。そしてその違いをもたらしている最大の要因は、いうまでもなく安定した仕事の確保の有無であり、先に見た収入水準「400 万円」の確保ということであれば、しかしほとんどがなお達成されていない。

ところで、経済的に自立した生活を送っている

と考えられる世帯の「安定した仕事」の確保はいかにして行われたか。この点を見ていくと（少なくともこの調査の中での限りだが）、いずれも自らが高校以上の学校を出て何らかの専門的資格を備えていたか、あるいは地元での生活に親の安定した生活を通じた基礎を持っていた場合に、地元に戻ってきて以降の中途採用ではあるが、その「関係」で仕事が確保できていることが注目される。たとえば、「夫の親が地元で新しい家を建てるといので札幌から戻って同居していた。本人は地元で看護婦として働いていたところ、夫が突然家を出ていった。親によれば女性問題ということで、夫の親からわずかだが慰謝料をもらい、家を出た、幸い看護婦の仕事があったので……」（世帯番号19）、「住んでいる公営住宅のそばに親の家があり（持ち家）、夜勤の時はそこに子どもを預けながら生活している。母親が現在の職場で寮母をしていたとき、そこに空きがあるということで地元へ……」（20）、「結婚する前に地元の信用金庫に、離婚後事務職などを経験しつつ、母が働いていた特別養護老人ホームに、母が辞めるときに仕事を得た」（21）、短大卒で建設会社を経営する家族と同居しながら介護職に就いている（26）、などである。

このように見ると、いわゆる「コネ」の有無といったことが影響しているといえるし、それも事実であろうが、やはり離婚後の彼女たちの生活の「自立」の基礎になる安定した仕事の確保にも、親や親族の地域社会における階層的な地位が、少なからぬ規定性を持っていたということが注目される。もっとも「階層的」といっても、父親が教員であったとか、炭坑勤務（本工）であったとかなどであり、その差といっても、せいぜい地元で「安定した生活」が営んでいた、というくらいのことではある。しかしいいかえれば、それは基本的には「公的な援助」が、母子世帯の安定した仕事の確保には、ほとんど何も直接的にはなしえなかった、その小さな差を埋めるものにはなっていなかった、ということも示唆している。たとえば、パートタイムの仕事と生活保護受給しながら生活している母親が、「役所でケースワーカーに法人関

係の仕事に就けるよう、コネ作ってくれるよう頼んだですけれども、力になってくれない。結局（自分たちは）弱いんですね」（世帯番号10）という時、ケースワーカーがそれをできるかどうかは別にして、あらためて仕事の確保に関する生活保護制度と関連する政策の再検討（welfare to work という視点も）を必要を示しているといえよう。

ついでいえば、生活保護受給世帯のうちには、本人の側の家族のみならず、夫の側の家族の場合も含めて、親の離婚あるいは兄弟姉妹の離婚、さらには再婚の生活を経験している、またしばしばその親が生活保護を経験していることも注目される。その点からすると、調査世帯の中のいくつかが再婚の可能性を示唆しているものの、同時に調査の中では失敗している例が4例あることからすると（世帯番号2、6、12、22）、とくに母親の仕事を通じた自立が確保されていない場合、そして貧困というもつとも基底的な問題をなお免れない可能性が予見される場合は、その新たな展開に伴う危うさも指摘されねばならない。なおこの点からすると、今回の調査だけでははっきりとはいうことはできないにしても、結婚・離婚・再婚の繰り返しは、もつとも貧困と考えられる階層に、しばしば見られる特徴ともいえるかもしれない。

いずれにしても、とくに具体的に一つ一つの例を検討していくと、生活保護を受けている母子世帯の場合、結局は悪条件が重なり合っており（歴史的に悪条件を継承してきており）、なおかつその後起きる問題をきっかけに不利が増幅していることがわかる。たとえば親の援助の内容についても、同じ親が年金生活でも、それ以前の炭坑生活で本工・正社員であった場合と、国民年金のみの生活しか送ることのできていない階層とではきわめて大きな格差がある。したがって援助の有無あるいは内容については、「高齢者（親）の経済的自立」といったこともここでは大きく関係していることが見て取れる。そこでは、親もまた生活保護を受けていたり、さらに介護を必要としていたりする場合（世帯番号17）、仕事の確保もそのことから影響を受けることになる。

とくに仕事の確保についていえば、その多くが経済的自立を望みながら、「時計の部品づくりをしていたが、リストラにあって失業した」（世帯番号16）「近所のコンビニで働いていたけど、子どもが病気になって休んだら、もう来なくていいといわれて」（1）「市役所の掃除婦していたけど、それもなくなって……仕事あれば何でもいいけどね。手に職をつけておけばね、専業主婦は危ないね……」（25）など、それぞれが喘いでる姿が浮かび上がってくる。さらに別れた夫からは、「貧困ゆえに離婚した」場合も多いことから、もちろん養育費などの援助は少なく（あるのは5世帯のみ）、何もない場合がほとんどである（消息不明もまた多い）。

4 不利な世代的再生産軌道からの離脱の困難—おわりにかえて—

以上からあらためて感じられたのは、世代的再生産という視点からそれぞれの世帯を概観すると、たとえば生活保護に母子世帯の生活を「安定」させる一時的効果はあったにしても、その後の自立に向けた不利な状況はそう簡単に変わりそうになく、少なくともその家族の歴史的な階層的規定性を越えるには相当の対応を必要とし、貧困からの離脱は並大抵のことではない、ということである。それが学生を含めた調査者側の実感的結論であった。

それはわれわれが、地元に戻ってきた母子世帯を中心に聞き取り調査をしたことの影響も大きいかもしれない。いうまでもなく他方で、炭坑の衰退とともに地元を離れ、安定した生活を営み、子どもの教育に関しても「成功」している例に枚挙のいとまはなく、その階層を含めて家族の世代的再生産という視角から接近すれば、また印象も当然違ってくるからである。

しかし、その点での「一方的」な調査という性格は免れないにしても、「はじめに」でも触れたように、大都市から離れた旧産炭地という地域社会の中で暮らす母子世帯が、当事者たちの意識はさまざまであったが、外部者としての調査者側から見れば明らかに「貧困」と思われる環境の中で、

自立に向けた苦闘とある種の「住み易さ」という、両方の中で暮らしていることの一端は、描き出せたのではないかと思う。調査に参加したひとりの学生は、世帯番号17の家庭訪問の感想を次のように述べている。

「最初、お母さんの表情も疲れた感じで堅く、調査に対していやな感じを抱いているのかと思ったが、すすめていくうちに徐々にいろいろ話してくれるようになり、笑顔も見られるようになった。夫の暴力が結構あったようで、その話になると表情が悲痛そうな気がした。不思議というか疑問に思ったのは、ここの女性はライフコースが似た人が多いというか、工場などさまざまな仕事を転々としていて、そこで出会った人と結婚・離婚・再婚のような似た人生を辿っている人が結構いることで、たとえばここを出て職を探すとかは考えないのか、もう少し上の学校を出て手に職をつけるとか。それらもやはり、すべて親の金銭面から無理なのであって、貧困の再生産が、地元でぐるぐる行われているのだなと感じた。でもお母さんは、病気の母親の世話も毎日していて、背負うものがとても多い。そのたまった疲れはどこで癒やされているのだろうか。」

この中で将来をどう描いていくのかと考えれば、その課題は限りなく重いようにも見える。それでも、子どもたちに自立する展望が見えている場合、現在の生活がそれなりに安定した仕事に支えられている場合、生活保護受給ということを自らが「コントロール」できているかに見える母子世帯の場合などは、周囲のサポートのあり方によって、さらに安定した生活が可能となると思われる。しかし、残りの大半はやはりまだ不確かである。

そのことからすると、すでに述べたように、今回の調査では十分展開できなかったが、母子世帯の貧困からの脱出に関わる制度的補完の問題を、あらためてもっと積極的に検討していくことが求められる。そしてそこではまた、母親の自立した生活の確保という課題と同時に、子どもの自立に向けた教育の確保（保障）—すでにたびたびこれ

までにも生活保護研究の視点から強調されてきたことだが⁽¹⁰⁾—をめぐる阻害の問題について、あらためて分析することが重要になってくるように思われる。すなわち、なぜいったん貧困母子世帯になった場合に、少なくとも次世代のステップの基礎となる最小限の、比喩的にいえば貧困から離脱するための家族の「資本蓄積」が、制度的にも補完されていかないのか、あるいはその確保さえ困難なのか。しばしばこれまでも指摘されてきたように、調査世帯の多くが指摘する児童扶養手当の「18歳打ち切り問題」、生活保護受給世帯での学資保険をかけることの困難などは、そのことに関わる重要な問題である。そのことは、制度による「社会的排除」の問題としても論じられなければならない。

とくに調査世帯の母親の「気持ち」に関わって、なぜこのことが大事であるかといえ、事例の中には、生活保護を受給しながら夫の借金を返して自立した母親や、逆に相変わらず展望が見いだせないでいる母親もあり、多様ではある。しかしいずれも、「離婚した後、あなたはあなたの行動や選択を、自分ではどのように決めてきたと思いますか」という質問に対しては、圧倒的には「子どものことを優先に」と答えている。しかし「子どもはすべてのエネルギー源」(世帯番号24)であっても、子どもたちの健康問題、子育て・教育問題(低学力・不登校など)もやはり深刻な面をしばしば見せており、また多くの場合、「どこまで子どもの教育を望むか」では、多くの母親が「少なくとも子どもには高校は卒業してほしい」と回答しつつも、一部の安定層を除いては、高等教育となるとその「金銭的困難」をすでに早い段階から感じ、子どもたちもまた「望んで」早い就職を選択している(子どもが大学卒業とか大学生という例は世帯番号26の長男のみ)。総じて、親子ともども「早期の段階」で将来の選択肢が狭められていることが強く意識されてしまっているからである。

しかもはっきりと、義務教育段階での「子どもと学校」「親と学校」という脈絡における貧困母子世帯の不利は、個別的な例外はあるにしても、こ

れまでの北海道での調査結果⁽¹¹⁾からも確認できるからである。そのことも含めて、母子世帯の貧困からの離脱には、本来の経済的な意味に加えて、文化的・社会的な意味でのP.ブルデューのいう「資本」のいわばサポートといったことをもっと考えるべきであると思われる。なぜなら親もまた「家庭文化」の不利を継承しているだけでなく、周囲の母子世帯や生活保護制度に対するスティグマも、実はマイナスの「社会資本」として貧困からの離脱に影響していると考えられるからである。

注・文献

- (1) たとえば、それらを整理したものとして、拙稿「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える」(庄司洋子・杉村宏・藤村正之編著『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣)1997年、参照。
- (2) 庄司洋子「ひとり親家族の貧困」(庄司洋子他編著『前掲書』)、庄谷怜子『現代の貧困の諸相と公的扶助』啓文社、1996年、財団法人・家計経済研究所『ワンプARENT・ファミリー(離別母子世帯)に関する6カ国調査』家計経済研究所、1999年、中田照子・杉本貴代栄・森田明美『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書房、1997年など参照。
- (3) このことは、庄司洋子が「貧困に起因する家族の解体・再編」(「前掲論文」)、鎌田とし子が「貧困化の過程で家族構成が歪められ」(鎌田とし子編著『貧困と家族崩壊』ミネルヴァ書房、1999年)と指摘していることと関連することだが、とくに筆者としてはKristin LukerのDubious Conceptions: The Politics of Teenage Pregnancy, Harvard University Press, 1996、に影響されている。なお関連して、この本の内容を紹介した拙稿「アメリカにおける『10代の妊娠』問題」『北海道大学教育学部紀要』第79号、1999年、参照。
- (4) この点でまた示唆されているのは、Bill JordanのA Theory of Poverty and Social Exclusion, Polity Press, 1996、である。そこではたとえば、「排除(exclusion)と包括(inclusion)は社会的相互作用の一般的特徴であり、この諸過程を国家や市場、コミュニティやボランティア団体などを通して、制

度が構造化するのに貢献する」というように、人々の、とくにミドルクラス以上の社会的相互行為 (social interaction) に注目するが、あらためてこのような点を考慮して、貧困の世代的再生産の問題を扱ってみたい、というのがここでの問題意識である。それはまた、われわれが主体と環境への介入を基礎とするソーシャルワークという方法を豊かにしようと思うとき、不可欠なことでもあろう。

- (5) なおこの『報告書』の執筆は杉村宏・岩田美香による。
- (6) 地元の民生委員を通してお願いしたことは、その意味で生活保護受給世帯の調査をやりやすくしたといえようが、他方で非保護世帯からは「断られたであろう」ことを考慮すると、「調査」それ自体の「権力的意味」と生活保護制度のスティグマという問題にも、あらためて注意しておく必要がある。
- (7) たとえばアメリカの場合、いわゆる所得5分位階層の中で最低階層に占める比率を家族形態別に見ると、「夫のいない女性世帯主」では48.8%、「既婚夫婦」では12.7%と差があるし、さらにAFDC(母子家庭扶助)を受給している母親を100%として婚姻状況別に見ると、「未婚」が48%、「死別ないし離婚」が23%などとなっている。合衆国商務省センサス局編・鳥居泰彦監修『現代アメリカデータ総覧』東洋書林、1998年、470頁、387頁。
- (8) 木村清美「家計内の不平等と権力」(財団法人・家計経済研究所『前掲書』所収)
- (9) たとえば表出しないが、北海道青少年育成協会『北海道の少子化に関する研究』1999年の再集計データによれば、「夫は『男は仕事、女は家庭』という考え方を持っている」という設問に対する回答の「そう思う」は、世帯年収が高い方の比率が低く、低

い方が高くなるという傾向をはっきりと見せている。岩田美香「少子化と社会階層」『本誌』第6号、参照。

- (10) たとえば先駆的なものでは杉村宏「子ども・家族・貧困」(白沢久一・宮武正明編著『生活関係の形成』勁草書房) 1987年など参照。
- (11) 青木紀他「現代社会の子育てと社会階層—北海道子どもの生活環境調査から」『本誌』第2号、1993年、青木紀他「地域における社会諸階層と学校教育」『北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設研究報告書』44号、1994年など参照。

* 振り返ると、すでに述べたように、世代的再生産ということ意識しつつも、まずは母子世帯をあらゆる面から概観してみようとしたこともあって、調査での具体的な設問は多岐に渡るものとなり、多分に好奇と偏見の目で見られる「異性」との関わりまでも含むものとなった。それはここでは多くは触れなかったが、そこに含意されたのは、母子世帯をめぐる生活保護においては、問題解決の展望を開いていくためには、たとえばジェンダー意識にとらわれない、深い見識、広い知識、相手の主体を育てる援助方法の熟知など、まさにプロとしてのケースワーク論が求められてきているのでないか、といった問題意識とも関連させていたからであった。

しかし、結局は母子世帯の「表面」をなでるものにとどまった。だがこの経験が調査参加学生やわれわれに与えた教育的効果は計り知れないものであった。調査に応じてくださったみなさん、調査を準備してくださった地元民生委員および市役所の方々に期して感謝したい。

(北海道大学教育学部教授)